

茨城町住宅リフォーム助成事業

～ 申請マニュアル ～

この事業は、町内に住民登録している住宅の**所有者**（当該住宅に3年以上居住し、かつ現在も住んでいる方）が、**町内業者**（町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人）により住宅の改修工事を行うことに対して、工事経費の一部を助成します。

■ 助成の概要

対象工事

表の助成対象の工事金額**合計（消費税を含む。）100万円以上**のもの

対象となる工事	対象とならない工事
建具（戸・障子・襖）工事、畳の張り替え	門扉・塀等の外構工事
壁・床・天井等の張替え・塗り替え 屋根葺き替え（震災復旧は除く）	物置・車庫・離れ等住宅以外の新築及び修繕
床面積が10m ² 以下の増築及び間取り替え	床面積が10m ² を超える増築
玄関・ガラス・アルミサッシ・網戸工事	家電製品・家具等の購入及び取り付け
住宅設備工事（台所・風呂・便所等。ただし、 合併浄化槽・下水道・農業集落排水接続のため の工事を除く。）	シロアリ駆除等防虫工事 既に着工している工事

- ※1 助成の対象となる住宅は、個人の所有であり、かつ、所有者自ら居住している住宅とする。
賃貸住宅（一戸建て住宅を含む。）及び集合住宅は、助成の対象より除くものとする。
- ※2 店舗、事務所等が併設された住宅については、助成の対象は、個人の住居部分の工事のみとし、店舗、事務所等の工事は除くものとする。共用部分（屋根、壁等）については按分し、助成対象を算出するものとする。

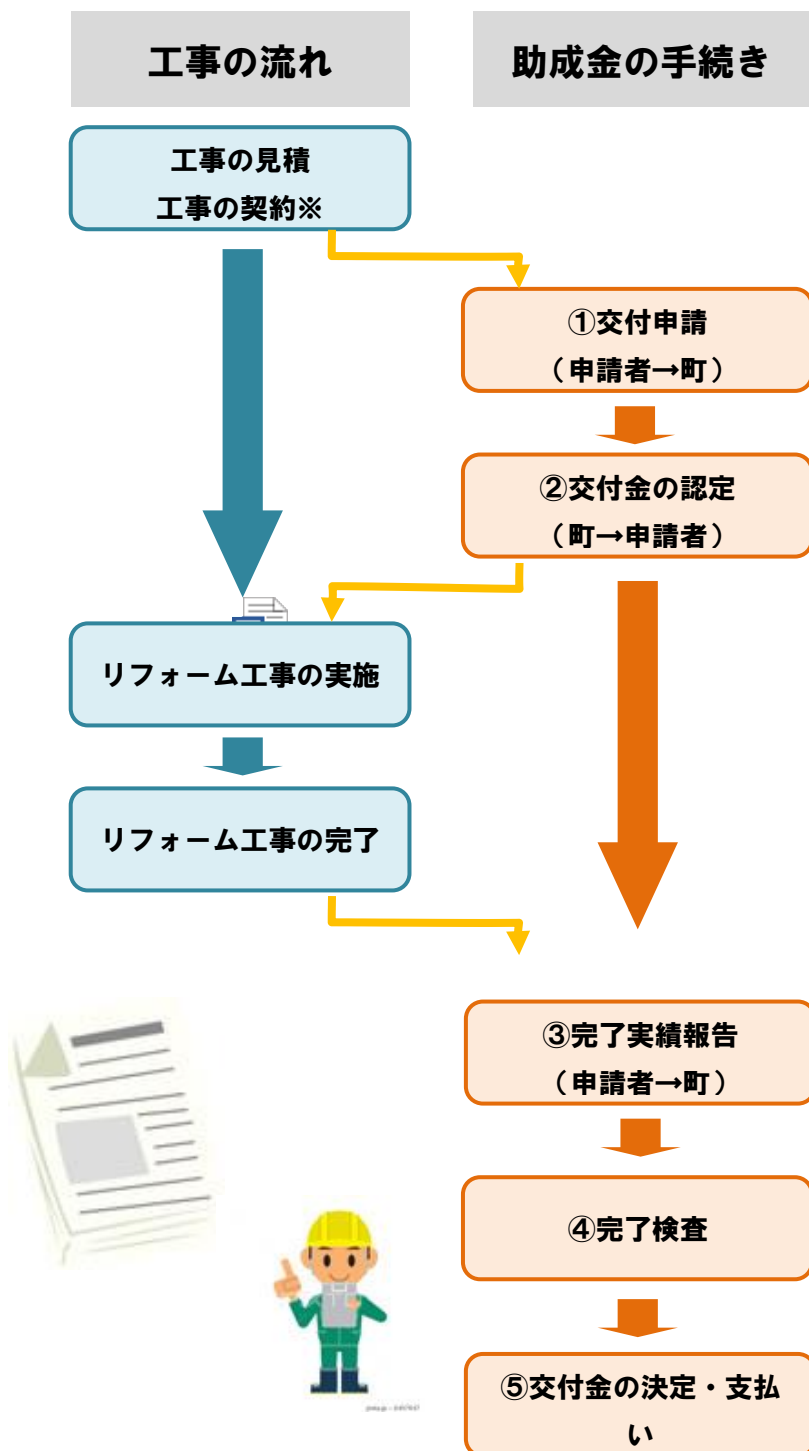
補助額

20万円（一律）



助成金の申請手続き等

■ 助成事業の進め方・手続き



① 交付申請の添付書類について

- ・ 交付申請書兼町税納付状況調査・確認同意書（様式第1号）
- ・ 世帯全員の住民票（建物の所有者を含む）
- ・ 工事の見積書の写し（「〇〇工事一式」は10万円以下の場合のみ、10万円以上の場合は明細を記載する）
- ・ 工事の図面及び仕様書の写し
- ※ 契約書の写し
- ・ 工事施工前の写真※裏面参照
- ・ その他町長が認める書類（確認書）

② 交付金の認定について

申請者に対し、「住宅リフォーム助成認定通知書」をお送りいたします。
※ 募集件数を超える場合、**抽選**にて助成対象者を決定いたします。
※ 認定通知書を受取った後は、工事内容を変更及び追加をすることは認められません。

③ 完了報告書の添付書類について

- ・ 完了報告書（様式第4号）
- ・ 工事施工中、施工後の写真（裏面「施工写真について」参照）
- ・ 工事の領収書の写し（申請時の金額と同額とする）
- ・ その他町長が必要と認める書類

④ 完了検査、⑤ 交付金の決定・支払いについて

町が書類確認と現地確認を行った後、助成決定通知書の送付。その後、請求書を提出していただき、支払い完了。

■ 申請期限等

- ・ 申請時期については、当該年度の広報紙又はHPでご確認ください。
- ・ 完了実績報告の期限は**当該年度の3月中旬**までとなります。



施工写真について

■ 施工写真の撮り方



【仕様例】 居間（床張替工、壁紙張替工），2階トイレ（内装工、便器取替工）



施工前



居間①



居間②

写真



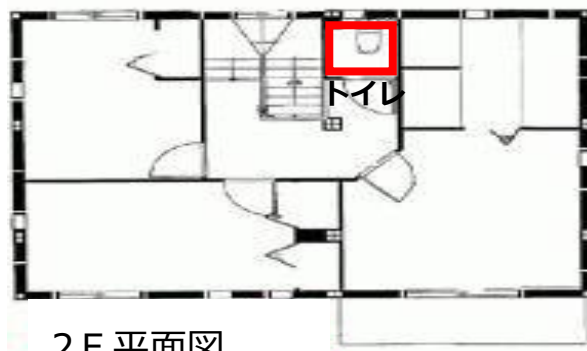
2F トイレ



1



1F 平面図



2F 平面図

- ・ 工事を行う箇所の写真は**必ず添付**してください。
- ・ 1枚で収まりきれない場合は、複数枚に分けて撮影箇所ごとに**番号を付けて**ください。
- ・ 平面図には撮影箇所が分かるように写真の**番号と撮影方向**を記載し、**工事箇所を着色囲い**してください。



施工中

居間
床貼替え



居間
壁紙貼替え



2Fトイレ
便器撤去



写真

1

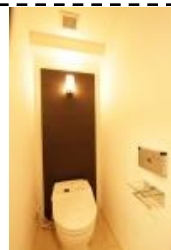
施工後



居間①
施工後



居間②
施工後



2Fトイレ
施工後

2

- ・ 施工中の写真は、**工事種類ごと**に写真を添付してください。
- ・ 1枚で収まりきれない場合は、複数枚に分けて撮影箇所ごとに、**番号を付けて**ください。
- ・ 施工後の写真は、**施工前の写真と比較**が出来るよう（同じ撮影方向）に撮影してください。

〒311-3192

東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町 都市建設部 都市整備課 住宅・営繕 G

TEL.029-240-7116（直通）

FAX.029-292-6759



茨城町都市建設部都市整備課